免状の種類	学歴又は資格	実務の経験	
		実務の内容	経験年数
［略］	［略］	［略］	［略］
第一種ダム水路主任技術者免状	一　学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院又は専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	［略］	卒業後（同法による大学院又は専門職大学の前期課程において修了後）高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験三年以上を含む五年以上
	二　学校教育法による大学、短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以	［略］	卒業後（同法による大学院において修了後）

［同上］	［同上］		
		［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	卒業後（同法による大学院又は専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験三年以上を含む七年以上
［同上］	一　学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院を修了した者を含む。）	［略］	卒業後（同法による大学院において修了後）高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験三年以上を含む九年以上
	二　学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法に	［略］	卒業後（同法による大学院において修了後）

上の教育施設を卒業した者（同法による大学院又は専門職大学の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	三　前二号に掲げる者であつて、経済産業大臣の登録を受けた者が行うダム水路主任技術者講習（以下「講習」という。）を修了した者	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備については、工事、維持又は運用	高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験三年以上を含む七年以上
よる大学院を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）	三　学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	水力設備又は水力設備に相当する発電用以外の設備については、工事、維持又は運用	高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験三年以上を含む九年以上